

中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件

○厚生労働省告示第四百四十四号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、令和五年四月一日前に退職した被共済者であつて令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、令和五年四月一日以後令和六年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から令和七年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び令和六年四月一日以後令和七年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、○とする。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三